宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、宝塚市下水道条例（昭和４９年条例第１号。以下「条例」とい

　う。）第２９条の規程に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下「システムと　いう。）を排水設備として公共下水道に接続して設置しようとする場合において、システムの適切な使用及び維持管理を確保するとともに、公共下水道の機能を保全することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

1. システム　生ごみを粉砕し、これを排水処理槽又は固液分離装置で処理し、

その排水のみを公共下水道へ排除する機器の総体をいう。

　(２)　生物処理タイプ　ディスポーザからの排水を専用排水管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後、排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のシステムをいう。

　(３)　機械処理タイプ　ディスポーザからの排水を固液分離装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。

　(４)　使用者　システムを使用するものをいう。

　(５)　管理組合等　集合住宅等において、第６条に規程するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行うものをいう。

　(６)　製品認証書　公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成２５年３月公表）」（以下「性能基準（案）」という。）に適合することを示す文書をいう。

　（設置の基準）

第３条　システムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

　(１)　性能基準（案）に適合したもののうち、宝塚市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置を認めたもの。

　(２)　前号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したもの。

２　前項で規定するシステム以外のディスポーザは設置してはならない。

　（設置の承認）

第４条　システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）する者は、宝塚市下水道条例施行規程第５条第１項に規定する公共下水道排水設備等（新築・増築・改築）計画確認書の提出までに、管理者に届出を行わなければならない。

２　前項の届出を行うときは、ディスポーザ排水処理システム設置事前協議書（様式第１号）に次項に規定する書類を添付して各２通を管理者に提出しなければならない。

３　前項の事前協議書に添付する書類は、次に定めるとおりとする。

　(１)　製品認証書（写し）

　(２)　システムの仕様書

　　　ア　ディスポーザ

　　　イ　排水処理槽又は固液分離装置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウ　算定根拠

　(３)　一般事項に関する書類

　　　ア　設置場所案内図

　　　イ　建築物配置図

　　　ウ　工程図

　　　エ　排水設備設計図

　　　　(ア)　建築平面図

　　　　(イ)　排水設備図

　(４)　システムの維持管理計画に関する書類

　　　ア　処理後排水の水質基準

　　　イ　維持管理体制

　　　　(ア)　生物処理タイプの場合、粉砕装置・配管系統・排水処理槽・汚泥処理・水質検査についての内容及び頻度

　　　　(イ)　機械処理タイプの場合、粉砕装置・固液分離装置についての内容及び頻　　　　　　　　　　　　　　　度

　　　ウ　点検項目

　　　エ　点検記録様式

　(５)　維持管理業務委託契約書の写し

　　 ただし、届出をするときに維持管理業務委託契約が未締結である場合は、維持

管理業務委託契約確約書（様式第２号）

　(６)　ディスポーザ排水処理システム地位承継確約書（様式第３号）

　　 　 ただし、第２項による事前協議書の届出者が使用者又は管理組合等であるときは、この限りでない。

　(７)　その他

　　　ア　指定施工業者に関する書類

　　　イ　その他性能基準（案）との整合性を判断するために必要な書類

４　管理者は、第２項の規定による事前協議書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、そのシステムの設置を前条の規定により認めるときは、ディスポーザ排水処理システム　設置事前協議回答書（様式第４号）により回答を通知するものとする。

　（事前協議回答書の写しの添付）

第５条　システムの新設等を行う者で、宝塚市下水道条例施行規程第５条第１項に規定する公共下水道排水設備等（新築・増築・改築）計画確認書を提出する者は、同条第２項に規定する書類によるほか前条第４項によるディスポーザ排水処理システム設置事前協議回答書の写しを添付しなければならない。

　（維持管理）

第６条　使用者又は管理組合等は、システムの維持管理について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

　(１)　使用者又は管理組合等は、第４条第３項第６号による地位承継を受け次第、システムの維持管理について専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結し、その写しを管理者へ提出しなければならない。

　(２)　使用者又は管理組合等は、第４条第３項に係る届出書類及び同条第４項による事前協議回答書を適正に保管しなければならない。

　(３)　使用者又は管理組合等は、第４条第３項第４号により管理者が確認したシステムの維持管理計画に従い、適正にシステムの維持管理を行わなければならない。

　(４) 使用者又は管理組合等は、前号のシステムの維持管理に関する資料等を３年間保管しなければならない。

　(５)　使用者又は管理組合等は、管理者がシステムの維持管理が適正に行われていることを確認するため、前号の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

　(６)　使用者又は管理組合等は、管理者への届出なしでシステムの改造をしてはならない。

　(７)　システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づき適正に処理しなければならない。

　（立入調査及びシステムの改善等）

第７条　管理者は、システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１３条に基づく立入調査を行うことができる。

２　前項の立入調査の結果、システムの使用により公共下水道を損傷し若しくはその機能を阻害するおそれがあるときは、使用者又は管理組合等は、管理者の指示に従い直ちに必要な措置を講じなければならない。

　（使用者又は管理組合等の地位承継）

第８条　システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、第３条から前条までに定める使用者又は管理組合等の地位を承継する。

２　前項に規定する承継があったときは、ディスポーザ排水処理システム地位承継届（様式第５号）に最新の維持管理業務委託契約書の写しを添付して管理者に提出しなければならない。

　　　附　則

　この要綱は、平成１９年６月６日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１０月２日から施行する。

　様式第１号（第４条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置事前協議書

　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　　届出者 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　(施主）　氏　名　　　　　　　　　　 　　 (※)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電　話

　　　　　　　　　　　　(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

　宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条第２項の規定により、次のとおりシステムの新設等について事前協議を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名称 |  | |
| 宝塚市指定排水設備業者 | 住所  氏名 | |
| 建築物施工業者 | 住所  氏名 | |
| システム施工業者 | 住所  氏名 | |
| 届出代理人 | 住所　　　　　　　　　　　　　担当者  氏名 　　電話 | |
| システム設置場所 |  | |
| 事業の概要 | 土地面積 | ㎡ |
| 計画戸数 | 戸 |
| 設置システム | 評価日 |  |
| 認証番号 |  |
| 名　　称 |  |
| 排水処理槽形式 |  |
| 固液分離装置形式分 |  |

様式第２号（第４条関係）

維持管理業務委託契約確約書

　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　　届出者 住　所

　　　　　　　　　　　　　　 (施主）　氏　名　　　　　　　　　　 (※)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電　話

　　　　　　　　　　　　　　(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

　宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条第３項第５号の規定により、下記のシステム設置後の維持管理については、維持管理業者と維持管理業務委託契約書を締結します。

　また、維持管理業務委託契約締結後は、速やかに契約書の写しを提出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名称 |  | |
| システム設置場所 |  | |
| 事業概要 | 土地面積 | ㎡ |
| 契約戸数 | 戸 |
| 設置システム | 名称 |  |
| 評価日 |  |
| 認証番号 |  |
| 形式の別 | 生物処理タイプ　・　機械処理タイプ |
| ディスポーザ形式 |  |
| ディスポーザ設置数 |  |
| 排水処理槽形式 |  |
| 固液分離装置形式 |  |

様式第３号（第４条関係）

ディスポーザ排水処理システム地位承継確約書

　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市上下水道事業管理者

届出者 住　所

(施主） 氏　名　　　　　　　　　　 (※)

電　話

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

　宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条第３項第６号の規定により、使用者又は管理組合等が確定し次第、下記システムについての当取扱要綱第４条第２項から第３項第５号までに係る書類に関する地位を、その使用者又は管理組合等へ承継することを確約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名称 |  | |
| システム設置場所 |  | |
| 設置システム | 名称 |  |
| 評価日 |  |
| 認証番号 |  |
| 形式の別 | 生物処理タイプ　・　機械処理タイプ |
| ディスポーザ形式 |  |
| ディスポーザ設置数 |  |
| 排水処理槽形式 |  |
| 固液分離装置形式 |  |

　様式第４号（第４条関係）

宝水給第　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　年)

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　宝塚市上下水道事業管理者 　　　　　　　 印

ディスポーザ排水処理システム設置事前協議回答書

　　　　年　月　日付け、協議のありました標記のことについて、以下の条件を付し

設置を承認します。

　　（条　件）

　　　　宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成２９年１０月２日施行）

　　　　第５条から第８条までの規定を遵守すること。

　様式第５号（第８条関係）

ディスポーザ排水処理システム地位承継届

　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　 届出者

住　所

(新しい使用者又は管理組合等）氏　名　　　　　　　　　　 　 (※)

電　話

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

　宝塚市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第８条第２項の規定により、下記システムについて維持管理等に関し地位の承継がありましたので届出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件名称 | |  | |
| システム設置場所 | |  | |
| 継承前の  使用者又は管理組合等 | | 住所  氏名 | |
| 継承後の  使用者又は管理組合等 | | 住所  氏名　　　　　　　　　　　　　電話 | |
| 維持管理業務委託契約書 | | 別　　添 | |
| 設置システム | 名称 | |  |
| 評価日 | |  |
| 認証番号 | |  |
| 形式の別 | | 生物処理タイプ　・　機械処理タイプ |
| ディスポーザ形式 | |  |
| ディスポーザ設置数 | |  |
| 排水処理槽形式 | |  |
| 固液分離装置形式 | |  |